

議題24

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (R8. 4. 22第158回総会；須坂市・中野市・佐久市・長野市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	こども家庭庁、厚生労働省
	☒ 県	担当部局課室	健康福祉部 障がい者支援課
	☐ その他	名 称	
件名	行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて		
提案市	長野市、 <u>須坂市</u> 、中野市、飯山市、佐久市		
提案要旨	徴収困難となった自立支援給付費等について、市町村にのみ財政負担を強いる現在の制度を見直し、やむを得ない事情があると認める場合には、国庫及び県費負担金の返還を求めないなど、市町村の負担を軽減する仕組みを早急に構築するよう強く要望する。		
提案理由	現在の制度では事業者が不正を行った場合、都道府県、政令指定都市又は中核市が行政処分等を行い、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る返還金の徴収、国庫・県費負担金の返還を行うこととなる。 他方、生活保護制度では、何らかの理由で過支給となった返還金等を債務者に対し適切な債権管理をしたが、結果的に不納欠損となった場合、その分について国庫負担金(国費3/4)を請求することができる。 当該事業は事業者が資力に乏しく、返還金の徴収が困難となった場合においても、自立支援給付費等の支給について瑕疵がないにも関わらず、市町村は国及び県に負担金を返還せざるを得ない制度となっており、早期の見直しを求めるものである。		
現況及び課題等	【須坂市・長野市・中野市・飯山市】 不正の手段により指定を受けていた須坂市内の指定障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス）を運営する事業者に対し、2023年12月、県がその指定を取消す行政処分を行った。これに伴い、須坂市、長野市、中野市及び飯山市が事業者に対し支払った障害児通所給付費に100分の40を乗じて得た金額を加えた金額の返還を求めている。 しかし、当該事業者は長野市内で運営していた3箇所の事業所についても既に事業を廃止しているため、徴収が困難と思われる。 なお、この件については県及び本市を含む県内8市町村の連名で、2024年2月7日こども家庭庁支援局障害児支援課長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長宛てに要望書、内閣府に「令和7年度地方分権改革に関する提案」を同様の事例がある山形県と共同で提出した。提案等に関する対応方針が2025年12月23日に閣議決定され、全国的な実態調査を実施した上で、関係府省庁との協議や他の国庫補助金の状況を踏まえて対応を検討し、必要な措置を講じることとされている。		

	る。（実態調査は、2026年 2 月16日付で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び内閣府地方分権改革推進室により実施） また、2026年 5 月20日には、全国市長会より厚生労働省に対し「障害福祉サービス事業者の自立支援給付費等不正受給に係る国庫負担金等の返還に関する意見」を提出した。この意見書では、障害福祉サービス事業者の不正受給が発覚した場合に、市町村が徴収努力を尽くしてもなお返還が困難であるときは、国庫負担金等の返還義務を免除するなど、制度の抜本的な見直しを早急に行うべきであると強く提言している。 【佐久市】 自立支援給付費の返還請求事案は、本市においても発生しており、返還額や事業者の状況によっては徴収が困難となる恐れがあり、国及び県への返還金を市が負担しなければならない事態も起こり得る。 <table><tr><th></th><th>障害児通所給付費 (A)</th><th>加算金 (40%) (B)</th><th>返還請求金額 (A+B)</th></tr><tr><td>須 坂 市</td><td>48,194,979円</td><td>19,277,991円</td><td>67,472,970円</td></tr><tr><td>長 野 市</td><td>12,365,306円</td><td>4,946,122円</td><td>17,311,428円</td></tr><tr><td>中 野 市</td><td>1,672,482円</td><td>668,992円</td><td>2,341,474円</td></tr><tr><td>飯 山 市</td><td>806,100円</td><td>322,440円</td><td>1,128,540円</td></tr></table>		障害児通所給付費 (A)	加算金 (40%) (B)	返還請求金額 (A+B)	須 坂 市	48,194,979円	19,277,991円	67,472,970円	長 野 市	12,365,306円	4,946,122円	17,311,428円	中 野 市	1,672,482円	668,992円	2,341,474円	飯 山 市	806,100円	322,440円	1,128,540円
	障害児通所給付費 (A)	加算金 (40%) (B)	返還請求金額 (A+B)																		
須 坂 市	48,194,979円	19,277,991円	67,472,970円																		
長 野 市	12,365,306円	4,946,122円	17,311,428円																		
中 野 市	1,672,482円	668,992円	2,341,474円																		
飯 山 市	806,100円	322,440円	1,128,540円																		
関係 法令	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・ 児童福祉法 ・ 障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱 ・ 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱																				